

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月2日
【事業年度】	第66期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	日機装株式会社
【英訳名】	NIKKISO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 甲 斐 敏 彦
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿3丁目43番2号
【電話番号】	03-3443-3711（代表・電話案内）
【事務連絡者氏名】	経営センター長 伴 信 彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿3丁目43番2号
【電話番号】	03-3443-3711（代表・電話案内）
【事務連絡者氏名】	経営センター長 伴 信 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第66期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (5) (省略)

(6) 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行なうことを可能とするためです。

(7) 買収防衛に関する事項

(省略)

(訂正後)

(1) ～ (5) (省略)

(6) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済環境の変化に対応した機動的な経営を行なうことを目的とするものです。

(取締役および監査役の実任免除)

当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役および監査役の責任を合理的な範囲にとどめ、その期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

(中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行なうことを可能とするためです。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。これは株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものです。

(8) 買収防衛に関する事項

(省略)